

平成 28 年 10 月 31 日

最高裁判所 御中

上告状兼上告受理申立書			
	〒 640-8152 住所 和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201 氏名 吉田 益夫 Tel.&Fax (073) 499-7231	受付日付印欄	
	被 上 告 人 兼 相 手 方	〒640 -8154 住所 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階 氏名 豊田 泰文	
訴訟物の価額		1,550,000 円	貼用印紙
上記当事者間の大阪高等裁判所 平成27年（ネ）第1268号 損害賠償本訴。同反訴請求事件につき、同裁判所が平成28年10月20日に言い渡した 判決は一部不服であるから上告及び上告受理の申立てをする。			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
1. 一審被告の控訴に基づき。原判決を次のとおり変更する。 2. （本訴） （1）一審被告は、一審原告に対し、55万円及びこれに対する平成26年2月28日から 支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 （2）一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。 3. （反訴）一審の被告の請求を棄却する。 4. 一審原告の控訴を棄却する。 5. 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を一審被告の負担とし、その 余は一審原告の負担とする。 6. この判決は、2項（1）に限り、仮に執行することができる。			

上 告 の 趣 旨
原判決の敗訴部分を破棄し，更に相当の裁判を求める。
上 告 受 理 申 立 の 趣 旨
1 本件上告を受理する。 2 原判決の敗訴部分を破棄し，更に相当の裁判を求める。
上 告 兼 上 告 受 理 申 立 の 理 由
各々の上告理由書及び上告受理申立理由書を追って提出する。